

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	水洗便所等改造資金補助金(下水道事業会計)			補助金番号	V-1	
所管部署	上下水道部 下水道室 下水道管理課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市水洗便所等改造資金助成規程					
交付の目的	下水道法第11条の3第5項に「市町村は、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通またはそのあつせんに努めるものとする」とされており、下水道法及び下水道条例に基づき、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びし尿浄化槽を廃止してし尿を公共下水道に直接排除できるようにする工事等しようとする者に対して必要な資金の助成を行うことにより、水洗便所等の普及促進を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。					
補助対象経費	水洗化改造工事費の一部を補助					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	水洗化改造工事しようとする者					
開始年度	昭和47年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	その他	○	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	5,200	4,800	5,000	4,030
決算額	2,427	4,082	2,194	
特定財源	国庫支出金	0	0	0
	府支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	2,427	4,082	2,194

(件)

交付実績	286	477	261	
------	-----	-----	-----	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本補助事業が地域の環境衛生(公衆衛生の向上、公共用水域の保全)を図るものであることから、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	当課所管の水洗便所改造資金補助事業の事業目的である水洗化の促進を図るため、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	改造工事に伴い補助金が交付されることが広く市民に周知されており、高いニーズがある。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	下水道法、下水道条例に規定されている義務期限内(3年以内)に改造工事を実施されるようインセンティブとしての効果が見込める。水洗化率等をもって効果測定を行っている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	民間家屋の排水施設の工事であることから、補助金交付が適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のものだけに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の個人を交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	定額補助であり、全額補助となっていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	「枚方市水洗便所等改造資金助成規程」に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページ、パンフレットで補助金交付条件及び内容等を公表している。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	他の補助制度と重複はない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	<p>公共下水道の整備については、行政の整備計画により独自に進めてきたものであり、下水道の供用開始についても整備した地域から行ってきたものである。枚方市の下水道普及率は、97.5%(令和4年3月31日現在)となっており、今後、供用開始する地域は減少していくものの、それらの地域は、他の供用開始済みの地域に比べ、公共下水道の利便を遅れて受けられるものであり、こうした状況を踏まえれば公平性の観点から、改造工事を実施していただくにあたって、現時点では、補助金制度は存続すべきものとする。</p> <p>しかし、補助対象者が今後も減少していくなかで、事務経費等を踏まえ、本制度による補助制度を存続させるかどうか、定期的に検証を実施する必要がある。</p>
対応完了・廃止予定時期	